



## 報道発表

## 浜松市物流電動化支援事業費補助金の申請受付開始について

本市は、物流部門及びサプライチェーンの脱炭素化を図るため、EVトラックや充電設備を導入する市内物流事業者に対して、下記のとおり補助事業を行います。

なお、EVトラックを補助対象とした補助事業は県内で初めてとなります。

## 記

## 1 補助内容

EVトラックや充電設備を導入する市内物流事業者に対し、車両本体や充電設備の導入費（リース含む）を助成します。

補助上限及び補助率については以下のとおりとします。

| 補助対象   | 補助上限      | 補助率  |
|--------|-----------|--|
| EVトラック | 4,165千円/台 | 国補助事業※に定める対象車両本体の補助金基準額 × 1/2                                      |
| 充電設備   | 2,500千円/台 | 以下のいずれか低い方<br>ア 充電設備本体価格 × 1/2<br>イ 充電設備本体価格から国補助事業※による補助金を差し引いた金額 |

※ 国補助事業：環境省・経済産業省・国土交通省連携事業「令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業」

## 2 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとします。

- ・ 使用者が貨物運送事業者であること
- ・ 使用者が市内に本店所在地又は住所を有する中小企業又は個人事業主であること
- ・ リース契約で導入する場合、リース料金から補助金相当額分の値下げを行うこと

## 3 補助対象車両・設備

補助対象となる車両・設備は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとします。

(共通)

- ・ 補助申請日時点で、国補助事業において補助対象であるもの
- ・ 補助金交付決定日以降に補助事業を開始するもの

(EVトラック)

- ・ 補助申請日時点で初度登録前の車両（新車）であり、補助金実施年度に初度登録される車両
- ・ 浜松市内に、自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」を置く車両



(充電設備)

- ・ 上記 EVトラックへの電力供給を目的に設置し、EVトラックと一体的に導入される設備
- ・ 使用者が使用権原を有する浜松市内の土地に設置する設備

#### 4 予算額

3,999 万円

#### 5 受付開始日

令和7年4月16日(水)

#### 6 その他

(1) 申請書類・申請方法については、浜松市 HP に掲載されている交付要綱をご確認ください。

[浜松市公式サイト](#) → [創業・産業・ビジネス](#) → [カーボンニュートラル](#) → [浜松市のカーボンニュートラル政策](#)

(2) 提出先・お問合せ先

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課(市役所本館6階)

所在地: 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

電話: 053-457-2502 FAX: 050-3730-8104

E-mail: ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp